2010.5

PL Report ＜2010 No.2＞

国内の PL 関連情報

大手家電量販店が製品検査拠点を開設

（2010 年 4 月 9 日　日経ＭＪ（流通新聞））

大手家電量販店が家電製品の性能チェックや故障品の原因分析を行う商品性能テスト研究所を開設した。製品事故の未然防止や自社ブランド製品の開発に役立てる。

商品性能テスト研究所では複数の試験装置によって耐久性や操作性を調べるほか、表示の適正さなどの確認も行う。クレームや故障が多い原因を究明し、製造事業者に改善要請を出す。

ここがポイント

2009 年度の家電製品の事故は、経済産業省の事故情報データバンクシステムによると 1556 件の報告がありました。製造事業者は、事故情報を自社の情報網などにより収集し、市場対応や製品開発に役立てていることが一般的です。しかし、重大事故や、苦情、故障修理などの消費者対応は主に販売事業者が担当することが多く、情報は一定の基準で製造事業者に提供されているのが実情です。

大手家電量販店は、消費者対応窓口として得られる情報を更に分析することで、製品の改良や新製品開発を行うように商品性能テスト研究所を開設しました。

製品安全についての市場の要求が増加していることより、事業者は市場の安全意識の変化を的確に認識し、対応していくことが重要です。そのためには、自社製品の市場要求への適合性確認や開発商品の評価などに活用できる市場情報の入手、市場情報を活用するための社内システムの構築が大切となります。

製品含有物質の企業間伝達支援をサポート

（2010 年 4 月 9 日　日本経済新聞）

システム開発会社は製造事業者の資材調達プロセスで必要な製品に含有する化学物質の情報を企業間で効率的に伝達できるデータ交換システムの提供を開始した。

ＪＡＭＰ－ＧＰ（アーティクルマネジメント推進協議会が提唱する情報相互利用システム）に対応しているため、製品製造の川上から川下の事業者への汎用性がある。

法規制などにより、製品含有物質の企業間の情報伝達が煩雑化しているが、本サービスにより、川上事業者、川下事業者の双方で情報伝達がスピーディかつ効率的に実施可能となる。

ここがポイント

ＥＵでは「ＲＥＡＣＨ規則」（化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）、「ＲｏＨＳ指令」（電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令）、「ＥＬＶ指令」（自動車リサイクルに関する指令）などがあり、川下事業者がＥＵ市場に製品を販売する場合、これらの規則に従う必要があります。国内や北米市場でも環境保護の観点から化学物質の規制が多くみられ、製品を製造販売する事業者にとって、化学物質の情報伝達は多大な

労力や高コストの原因となりつつあります。

川上の原材料製造者から川下の完成品製造者や販売者における情報伝達の効率化や、高速化を図るシステムは企業競争力を高めるだけでなく、規制に適合した製品を迅速に供給するために必要な要素となると思われます。

事業者としては、市場の規制に適合させた製品とするため対象物質の含有を確認する体制を確立するとともに、材料製造者から販売業者までが正確な情報を共有することが重要と考えます。

輸入食品からサイクラミン酸を検出

（2010 年 4 月 22 日　静岡新聞　他）

ブラジルで製造され、輸入販売されていた粉末ジュースから、使用が認められていない添加物であるサイクラミン酸（通称名「チクロ」）(注) が検出され、横浜市は輸入会社に対し回収を命じた。市によれば検出量は微量で、ただちに健康への影響はないとされている。

（注）　サイクラミン酸は人口甘味料の一種で、日本でも 1969 年まで使用が認められていたが、発がん性を理由に、食品衛生法の指定添加物から除外され、使用禁止となっている。

ここがポイント

食品業界においては、海外からの製品や原材料の輸入が一層活発化しており、日本国内で認められていない添加物の使用は、最も注意が必要なリスクの一つといえます。今回問題となった「チクロ」は、米国、韓国では日本と同様に使用が禁止される一方、ＥＵ諸国、中国、ブラジルなど数十カ国で使用されています。海外と日本では、添加物に関する規制内容にかなりの違いがあることから、食品を輸入する企業は添加物の含有に留意する必要があります。また、農産物を含む製品の場合、残留農薬基準であるポジティブリスト制度への対応も重要です。

食品安全に関する企業の責任はますます厳格となっており、食品企業としては、厚生労働省公表の「輸入加工食品の自主管理に関する指針」等を踏まえ、輸入業者を含め、有害物質の混入防止および検査体制を強化することが重要です。また、万一の事故に備え、常に流通状況の確認がとれるよう記録の作成や保存（トレーサビリティの確保）の対策も求められています。

海外の PL 関連情報

米国消費者製品安全委員会が年次報告を発表

米国の消費者製品安全委員会（CPSC）は 3 月 24 日、大統領および議会向けの 2009 年度（2008 年 10 月～2009 年 9 月）年次報告を発表した。

CPSC は、製品の安全性の評価と向上のために行った施策として「危害の特定と監視」「安全基準作り」「法規適合の監視」「消費者への情報伝達」「他組織との連携」を挙げた。

「消費者への情報伝達」では新法の啓発や防火の広報など以外に、輸入消費者製品の危害情報

提供が報告された。CPSC が中国製建材による健康被害に関する技術解析や被害調査などを行い、ウェブサイトでの情報提供や被害者への E メール発信を行っていることが報告された。

ここがポイント

消費者製品の安全を担当する CPSC が、大統領や議会に対して製品安全に関する活動報告を行ないました。

2009 年度の大事件の一つに中国から輸入した建材（サイドボード）の化学物質による健康被害および建物損害があります。建材に硫黄成分が含まれ、入居者が呼吸器系疾患や頭痛などを被ったり、建物に錆を発生させるという問題です。ハリケーン災害の後には、建てられたプレハブ住宅などで大量に使用され、多くの被害者がでました。CPSC は中国へ調査チームを送ったり、被害者から受け付けたクレームを契機として家屋検査をしたり、技術解析を行っており、それらの活動は CPSC 発足以来最大の規模となりました。本年 4 月には損害認定と補償のガイドラインを発表し、被害者補償の道筋が示されました。

本事件により、輸入製品による損害について外国企業へ賠償請求することの難しさが改めて露呈され、事件の大きさゆえ CPSC が原因分析や被害者への補償を図ることになったわけです。

米国民事訴訟制度で負担増加との調査結果

米国法制度改革協会（Institute for the Advancement of the American Legal System）は、民事訴訟に関する調査で、訴訟制度は複雑すぎ、裁判は長期におよび、訴訟対応費用が高額であるとの結果を発表した。

同協会は米国大学との共同研究で民事訴訟制度の改革に向けた活動をしており、企業内弁護士へのアンケート調査を行った。調査対象は過去 5 年間に訴訟当事者となった企業 485 社の社内弁護士であり、米国民事訴訟制度に関する質問がなされた。調査結果では、民事訴訟が過度に複雑であるとした回答者は 50%以上に及び、90%の回答者が訴訟が長すぎるとし、97%の回答者が費用がかかり過ぎると指摘した。

電子開示への対応が訴訟関連費用の増大の要素の一つとされ、多数の回答者が、開示範囲が十分限定されてない要求により、無駄な電子情報の提出や多額の費用がなされているとした。

訴訟の結果は費用の多寡よりも事件の内容に影響されるとの質問に、同意できないと 80%以上が回答し、訴訟結果は費やした金額により左右されるとした。

ここがポイント

米国の訴訟対応では、企業における開示業務の負担が従来から重くなりがちですが、連邦民事訴訟規則の改正などにより電子媒体に保存された情報の開示が一般的になってきており、負担は増加しています。企業内には様々な形式で各所に多くの電子情報が保存されており、訴訟の開示手続に則って情報を選択し提出することが、新たな負担となっています。

開示要求に適切に応えるためには、文書や電子データの作成時に正しい文字や表現を使用した伝達や記録を行うことで、検索にも正しく反応できるように配慮することが必要です。

また、開示要求を受けた場合には、電子データを一時保存したり、情報の内容を吟味・選択することが必要となるので、企業はシステムへの特別な作業を行うことになります。特に、開示期限までの短期間に電子情報を処理するには多額の費用が必要となります。事前に企業内の電子情報を整理し利用できるよう社内電子情報管理を進めておくことが重要です。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近くのニッセイ同和損保、あいおい損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2010